

令和3年度第3回定時理事会議事録

1 日時

令和4年3月18日（金） 午前10時00分から午前11時00分まで

2 場所

小平市美園町1丁目8番5号 小平市民文化会館 地下1階レセプションホール

3 出席者

(1) 来館による出席者

理事：教山裕一郎（代表理事・議長）、剣持庸一、栗山丈弘、篠宮智己、玉置善己

監事：関口徹夫

(2) オンラインによる出席者

監事：高橋昭

(3) 遅参による出席者

なし

(4) 欠席者

なし

(5) 事務局

首藤事務局長兼総務課長、新井事業課長、玉井事業担当係長、小山ふるさと村担当係長、窪田管理担当係長、永瀬総務担当

4 議題

第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度事業計画について」

第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度収支予算について」

第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度第3回定時評議員会の招集について」

5 議事の経過とその結果

午前10時00分、教山代表理事（以下「教山議長」という。）が、来館による出席者とオンラインによる出席者において、双方向性、即時性を確認し開会を宣言した。

(1) 定足数の確認

首藤事務局長兼総務課長（以下「首藤事務局長」という。）より、会議成立に必要な定足数について、理事の現在数5名、会議の定足数3名のところ、本日の出席者5名という報告があり、定款第35条の規定により定足数に達しているので会議は成立している旨が確認された。

議事に入る前に、最近の当財団の新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応状況並びに昨年12月に開催した理事会と評議員会の概要について、事務局に説明を求めた。

教山議長の求めに応じて、首藤事務局長から、次のような説明があった。

前回12月の役員会、評議員会は、東京都による基本的対策徹底期間の最中であり、小平市民文化会館や小平ふるさと村の利用については、業種別ガイドラインの遵守のもと、大声ありのイベン

トや施設利用を除き、人数制限を概ね本来の利用可能人数で利用できるように進めてきた。

年が明け、1月21日からは、新たな変異ウイルスの拡大の影響を受け、東京都が新たにまん延防止等重点措置の地域に指定され、不要不急の外出の自粛や催し物の開催制限等の要請があった。まん延防止等重点措置は、延長を繰り返しながら今月21日までが期限であったが、これまでの間、当財団が管理・運営する小平市民文化会館と小平ふるさと村では、感染症拡大防止対策を施しながら、ほぼ通常の施設の開館・開園を継続している。

利用者には、これまでと同様に、国、東京都や市の要請を受け、施設入場時の手指消毒や検温の実施、大声ありのイベントでは、収容定員を半分にするなど一定の協力をいただき、開館・開園をしている。

なお、これまでの間で小平市民文化会館や小平ふるさと村の利用者等で新型コロナウイルスに感染し、体調を崩したという報告はなかったが、本年1月の終わりに市民文化会館の運営スタッフ1名の感染があった。以降、当財団に従事する職員やスタッフで新型コロナウイルスに感染した者はいないが、連日の報道等にあるように、感染例が多く報告されていることから、引き続き、その動向には注視をするとともに、今後も、感染症拡大防止の観点から、国、東京都や市の要請に沿った対応で運営を進めていく。

次に、昨年12月に開催した理事会と評議員会での意見や要望と当財団の対応等について、概要を紹介する。

はじめに、昨年12月10日に開催した理事会について、上半期の財団業務について、昨年度と現在の比較だけではなく、コロナ禍前との比較があると理解しやすいという意見があった。市民文化会館やふるさと村の利用状況は徐々に上向きに変化をしているが、年度末の事業報告の際は、意見を踏まえた比較も配慮していく。

また、来年度の事業計画（案）に関する質問が大きく2点あった。

1つ目が、現在コロナ禍で休止している、ふるさと村の手打ちうどんの今後の予定についての質問である。武蔵野手打ちうどん保存普及会とは、再開について模索中であり、最近では文化庁の「100年フード」にも認定されたことから、感染症拡大の状況や市中の活動状況にも注視し、再開の可能性を模索していく。

2つ目が、ふるさと村の事業が次世代感に乏しいのではないかと、新規事業の有無についての質問である。施設の特徴として、市の文化遺産の見学施設という点もあるが、来年度の事業計画では、春と冬に開催予定の手づくり市や、親子郷土学習の催しを通じて、さらなる集客を目指していく。

続いて、12月24日に開催された評議員会について、上半期の財団業務について大きく4点、意見や質問があった。

1つ目が、PDCAサイクルを踏まえた事業の実施状況の説明についてである。次回の事業報告の際に上半期と下半期の比較をわかりやすい説明となるよう工夫をしていく。

2つ目が、コロナ禍の夜間の利用率の改善についてである。今後も利用者から使用時間の短縮による減免の要望がある際に、市に伝えるとともに、緊急事態宣言等により夜間の利用制限などがある場合には、施設予約のキャンセルについて柔軟な対応を努める。

3つ目が、会費収入の増についてである。今年度の途中より、インターネットからクレジットカード決済でルネこだいら友の会に入会できる環境を整えた結果等の要因により、会費収入の増につながっているものと考えている。

4つ目が、コロナ禍のチケットの扱いについてである。12月以降の有料公演でキャンセルや払戻しの対応はしていないが、今後も国、東京都や市の要請に沿いながら、可能な限り市民文化会館の催し物が最大限開催できるよう努める。

続いて、来年度の事業計画（案）に関するご質問やご要望も大きく5点あった。

1つ目が、クラウドファンディングやふるさと納税の活用についてである。資金調達や事業への支援方法という点で成果を上げている事例など研究を行い、必要に応じて市とも情報共有を図っていく。

2つ目が、来年度計画している吹奏楽フェスティバルへの学校以外のクラブチームの参加についてである。この催しとは別に、社会人等のチームが参加する「たまほくミュージックフェスティバル」を計画しており、質問のあった吹奏楽フェスティバルについては、学校単位で顧問の先生と調整を図りながら、充実した演奏会が開催できるように努める。

3つ目が、コロナ禍の鑑賞系事業のリスク管理についてである。来年度の計画では、前提として、大声なしの公演で人数制限のない100%の入場を想定している。今後も国、東京都や市の要請に沿いながら、可能な限り市民文化会館の催し物が最大限開催できるように努める。

4つ目が、法令上の収支相償に対する配慮についてである。来年度もコロナ禍の影響は避けられないと考えており、収入・支出共に控え目に見積もっているが、収入が上回れば施設の修繕等に充当するなど、適切な会計処理を行う。

5つ目が、ルネこだいら大ホールの緞帳のPRについてである。ルネこだいら大ホールの緞帳は、今年度の文化勲章受章者である洋画家の絹谷幸二氏の原画によるもので、多くの方にその存在を知ってもらいたいという要望があった。今後も施設の魅力の一つとして利用者に案内したいと考えていて、先日も当館の施設案内のパンフレットのリニューアルの際に緞帳の写真を添えて作成した。

最後に、部活動の社会教育化、いわゆる令和5年問題について、市や教育委員会と連携してほしいとの要望については、当財団の施設は、学校の部活動と密接な関わりがあるので、今後も学校を取り巻く部活動の環境の変化に注視するとともに、市の関係部署との情報連携に努める。

説明は以上である。

質疑はなく、議事に入った。

(2) 第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度事業計画について」

(3) 第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度収支予算について」

教山議長が、第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度事業計画について」及び第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度収支予算について」は相互に関連するので、一括して議題とすることについて諮ったところ、全員異議なく両議案を議題とすることとなり、教山議長が事務局に提案説明を求めた。

教山議長の求めに応じて、まず新井事業課長から次のような説明があった。

第1号議案、公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度事業計画について説明する。

昨年12月の理事会及び評議員会において、計画の概要について説明し、承認いただいているので、今回は昨年12月以降、調整や交渉を進め、変更のあった部分を説明する。

はじめに、小平市民文化会館である。令和4年度の事業計画全体としては、クラシック、伝統芸

能、ポップス、家族向け、吹奏楽など多彩なジャンルの公演を計画して、幅広いニーズに応えるように検討をした。また、市民活動の育成、支援なども継続して行い、文化活動の向上を図っていく。

第1号議案資料4ページの「令和4年度小平市民文化会館自主事業計画」について説明する。

昨年12月の理事会で説明したが、令和4年度は、新たに3つの事業目標を掲げ、事業を計画した。

1つ目が、社会環境の変化に対応した事業の実施である。新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、感染症拡大防止策を講じながら文化芸術活動を充実させるため、従来の取り組みにとらわれず、創意工夫を重ね、柔軟な対応を取りながら、コロナ禍で大きく変化している社会環境に対応した事業を計画する。

2つ目が、「吹奏楽のまち小平」の推進である。中学生から社会人等に至る各世代に渡って吹奏楽の活動が盛んな「吹奏楽のまち小平」をさらに推進するため、吹奏楽の魅力に興味を持つきっかけになるよう、良質な演奏会や、小学校、障がい者施設への出前コンサートを計画するほか、演奏する楽しさを体験できるプロの演奏家による楽器クリニックや合同演奏会を計画する。

3つ目が、次世代育成事業の充実である。次世代育成を演奏会等の担い手育成と新たな顧客育成の二つの視点で事業を計画する。担い手の育成では、将来の活躍が期待される若手アーティストを積極的に起用する演奏会等を計画する。また、新たな顧客育成としては、子育て世帯や家族等と一緒に楽しめる事業を計画する。

続いて、第1号議案資料3ページの「令和4年度小平市民文化会館自主事業種別・月別計画表」について説明する。表の中で、灰色で塗られている3つの事業が、昨年12月の理事会で説明した以降に、関係団体と調整の結果、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、令和4年度の自主事業計画としては取り止めることとした事業である。

表の一番左側の列の鑑賞事業で、5月14日（土）に計画をしていた、声明コンサートと、9月21日（水）に計画をしていた、永遠の名曲コンサート、表の左から3列目の育成・支援事業で、12月18日（日）に計画をしていた、こだいら合唱団演奏会、以上の3事業である。

次に、表の中で橙色で塗られている3つの事業が、昨年12月の理事会で説明した以降に、新たに計画した事業である。

表の一番左側の列の鑑賞事業では、6月4日（土）と11月5日（土）に、ルネこだいら市民名画座を新たに計画した。これは、新型コロナウイルス感染症拡大前の、令和元年度まで開催していた市民のみなさまに身近に映画を鑑賞してもらう事業で、共催相手の団体と感染症対策等の調整を図り、令和4年度に再開するものとして計画をした。表の左から2列目の啓発事業では、8月24日（水）にプレミアムコンサートを計画した。この事業は、公益財団法人東京都交響楽団と共催で、地域のみなさまに幅広くクラシック音楽文化を振興することを目的として開催する、オーケストラを招いて開催するクラシックコンサートである。

また、表の中で水色で塗られている7つの事業が、昨年12月の理事会で説明した以降に、日程や出演者を変更、決定した事業である。

令和4年度については、鑑賞事業は、29本、啓発事業は、11本、育成・支援事業は、8本、歴史文化・地域振興事業は、5本、小平市からの受託事業・施設の管理運営事業は、2本の、合計55本の自主事業を計画した。

なお、現在も調整等を行っている若干数の事業についても、令和4年度の3つの事業目標を達成するため、引き続き関係団体等と調整を図っていく。

以上が、令和4年度小平市民文化会館自主事業計画である。

次に、小平市民文化会館の施設管理である。第1号議案資料7ページの「令和4年度小平市予算による設備工事、備品購入」について説明する。

小平市の予算で行う工事は、空気調和機コイル更新工事を予定している。また、小平市の予算で行う備品購入は、LED照明操作卓、高圧真空切替器、非常用蓄電池の購入を予定している。

次に、第1号議案資料8ページの「令和4年度小平市民文化会館修繕の概要」について説明する。小平市文化振興財団の予算で行う主な予定修繕は、第一受変電設備高圧受電盤修繕、大ホール客席椅子張替修繕、大・中ホール楽屋照明器具交換修繕、ホール通信回線等設置修繕など、合計10件を予定している。

また、来館者の意見聴取方法として、自主事業では公演ごとにアンケートを行うほか、小平市文化振興財団主催・共催公演を鑑賞して、企画内容や当日の運営への意見・感想をレポートとして提出していただく、ルネ鑑賞モニターを募集する。いただいたご意見などは、今後の小平市民文化会館の企画運営の参考にする。

また、練習室やホールなどの施設を借りて利用するお客様にも、施設利用に関するアンケートを行い、施設の使い勝手や、職員の対応などについてご意見をうかがい、より一層のサービス改善とお客さまの満足度の向上に努める。

小平市民文化会館については、以上である。

次に、小平ふるさと村の事業計画である。

第1号議案資料6ページの「令和4年度小平ふるさと村自主事業計画」について説明する。小平ふるさと村についても、昨年12月の理事会で説明したように、新たに3つの事業目標を掲げ、事業を計画した。

1つ目は、社会環境の変化に対応した事業の実施である。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中で、感染症拡大防止策を講じながら文化芸術活動を充実させるため、従来の取り組みにとらわれず、創意工夫を重ね、柔軟な対応を取りながら、コロナ禍で大きく変化している社会環境に対応した事業を計画する。

2つ目は、地域の歴史・伝統文化の継承である。伝統行事の展示や伝統文化の体験教室など、地域の歴史や文化を楽しむ催しを行う。学び・体験の機会を創出することで、来園のきっかけを作り、施設の知名度を向上させる。また、価値ある「遺産」を後世に継承するとともに、施設の有効活用を図る。

3つ目は、地域の振興と「にぎわい」の創出である。来園者が集い、楽しむことのできる魅力ある催しを、様々な団体と協力して行い、地域に活力を生む「にぎわい」を作り出す。

次に、第1号議案資料5ページの「令和4年度小平ふるさと村自主事業種別・月別計画表」について説明する。

表の中で水色で塗られている2つの事業が、昨年12月の理事会で説明した以降に、日程の変更があった事業である。

令和4年度については、郷土の歴史的文化の継承に関する事業は、32本、地域の振興に関する事業は、通年で実施している観光案内事業、特産品販売事業をそれぞれ1事業と数え、12本、合

計44本の自主事業を計画した。

以上が、令和4年度小平ふるさと村自主事業計画である。

なお、小平ふるさと村では、令和4年度は、小平市の予算による設備工事、備品購入や、大規模な工事を予定していない。

また、小平ふるさと村でも、アンケートを行い、来園者の意見をうかがい、施設運営、事業運営の参考にする。

以上が小平ふるさと村の概要である。

第1号議案、公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度事業計画についての説明は、以上である。

続いて、首藤事務局長より次のような説明があった。

第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度収支予算について」について説明する。第2号議案には、1ページに収支予算書を、3ページには、会計別に区分した予算の内訳表を示している。

初めに、3ページの収支予算書（正味財産増減計算書）内訳表に沿って、来年度の予算の説明をする。

まず、科目欄Ⅰの一般正味財産増減の部、1の経常増減の部、(1)の経常収益であるが、①の基本財産運用益は、当財団の基本財産を地方債で運用している収益であり、10万円の収益を、法人会計に計上している。

③の事業収益であるが、自主事業収入のうち主催事業に係る入場料（チケット）収入、3,656万3,000円を公益目的事業会計に、受託チケットや公演関連商品の販売手数料収入、30万円を収益事業等会計の収1に計上している。その下の、事業受託収入は、市から受託して実施する成人式のアトラクションの経費収入として45万3,000円を公益目的事業会計に計上している。

施設管理収入は、小平市民文化会館と小平ふるさと村の指定管理料収入である。内訳は、財団職員の人件費、会館等の清掃、警備、受付業務や市民文化会館の舞台の操作業務委託等の施設の管理運営に要する経費で、施設貸出事業のうち公益目的外の施設貸出に相当する割合である25%にあたる7,718万2,750円を収益事業等会計の他1に計上し、残りを公益目的事業会計に、3億8,557万7,250円、法人会計に192万5,000円を計上している。

会費収入は、ルネこだいら友の会の会費収入であり、620万円を公益目的事業会計に計上している。

広告収入は、ルネこだいらの情報紙の広告の収入であり、90万円を公益目的事業会計に計上している。

次に、④の受取補助金等であるが、管理費の職員人件費相当額として、当財団の総務課職員人件費の5%にあたる154万9,000円を市の補助金から充当するものとして、法人会計に計上している。

また、受取民間助成金等は、公益財団法人東京都歴史文化財団との事業共催分担金収入として、206万4,000円を公益目的事業会計に計上している。

⑦の雑収益は、共催事業に係るチケット販売手数料の収入や小平ふるさと村の事業参加費収入などであり、384万円を公益目的事業会計に計上している。

全体の経常収益合計額は、公益目的事業会計、収益事業等会計、法人会計を合わせて、右欄の合計のとおり、5億1,665万4,000円となっている。

以上が、経常収益である。

次に、(2)経常費用に移る。初めに、①の事業費であるが、費目の合計である4億3,579万4,250円を公益目的事業会計の公1の芸術文化及び地域の振興の会計に計上している。収益事業等会計は、収1の受託チケット等の販売の会計に10万3,000円、他1の施設の公益目的外貸出の会計に7,718万2,750円を計上している。

ここまでの経常費用の事業費の合計額は、右欄の合計のとおり、5億1,308万円である。

次に、②の管理費であるが、4ページ中段に示したとおり、357万4,000円を法人会計に計上している。

以上、①事業費と②管理費を合わせて、経常費用の合計額は、右欄の合計のとおり、5億1,665万4,000円となっている。

以上が、経常費用である。

この結果、当期経常増減額は、公益目的事業会計は19万7,000円のマイナスとなり、公益法人認定法で定める、公益目的事業は、原則として黒字になってはならないという、収支相償を満たしている。

収益事業等会計の収1は、19万7,000円のプラスとなるが、管理費相当分を控除した19万6,283円を公益目的事業会計に、他会計振替額として、振り替えている。

次に、同会計の他1では、指定管理料の実費清算的な事業であるため、増減額はプラスマイナス0円としている。

また、同様に法人会計についても、プラスマイナス0円となる。

法人全体の当期経常増減額では、プラスマイナス0円となり、令和5年3月31日の一般正味財産期末残高は、5,707万7,470円、最下段の正味財産期末残高は、5億5,707万7,470円を見込むものである。

次に、最初のページの収支予算書（正味財産増減計算書）である。これは、今、説明した内訳表の右端の合計欄のみを総括的に計上したもので、前年度の予算額と比較した内容になっている。

1ページやや中段に示したとおり、来年度の経常収益の合計は、5億1,665万4,000円で、前年度の予算に比べ、829万6,000円、約1.6%の増となっている。

また、来年度の経常費用の合計は、2ページ中段に示したとおり、5億1,665万4,000円で、前年度予算に比べ491万3,000円、約0.9%の増となる。

財団の人員体制につきましては、前年度と同様に18名とし、従事割合に応じて、各会計の人員費に計上している。

最後に、6ページの「資金調達及び設備投資の見込み」についてであるが、当財団においては、資金の借入や設備投資の予定がないので、「なし」としている。

以上が、令和4年度収支予算に関する説明となる。

提案説明後、審議に入った。その要旨は次のとおりである。

栗山理事 1点目として、令和4年9月24日開催のキエフ・クラシック・バレエは昨今の状

況で開催はできるのか。ウクライナに対する支援やチャリティーとして意味を持った公演にできると思うが、文化振興財団の自主事業としては、どのような形で行っていくのか。

2点目として、アーティストバンクの最近の活用状況と今後どのように行っていくか考え方を教えてほしい。

3点目として、小平ふるさと村の手打ちうどん再開に向けて何が支障になっているのか、会員も再開を希望しているので、再開に向けて前向きに検討してほしい。

4点目として、100年フードに関連した食文化ミュージアムの認定を受けたガスマジウムやその他施設で、平櫛田中彫刻美術館で行っている出前コンサートのようにアウトリーチの企画はできないか。

新井事業課長 1点目について、当該公演はコロナ過で2年延期をしているが、改めて招へい先に確認したところ、演者（バレエ団）は安全な場所に避難しており、日本のツアー公演は実現できると聞いている。支援は、招へい先の考えを聞きながら進めたい。

2点目について、市内でアーティストバンクの方たちの活動がコロナ過で減っている状況のなか、当財団が出来ることとして、ルネこだいらで、毎年7月に開催するホリデーコンサートでは、アーティストバンクの中から令和3年度に続き、令和4年度も出演を依頼する方向でいる。また、小平ふるさと村の自主事業のイベントで起用することや、当財団の事業以外のところでは、市内公民館からコンサートのためアーティスト紹介の依頼が度々あり、その都度、橋渡し役を担っている。

3点目について、現在、調理場（水屋）の衛生面のこともあり、保健所と最新の情報をやりとりしている。市中の感染状況や他の市の施設の飲食状況と整合性をとりながら、再開については、機を逃さず検討を進める。

4点目について、平櫛田中彫刻美術館以外のところでは、障害者施設や小学校にアウトリーチを行っている。現状の訪問先に限らず新たな訪問先も検討に努める。

他に質疑はなく、教山議長が第1号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度事業計画について」の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

続いて、教山議長が第2号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和4年度収支予算について」の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(4) 第3号議案「公益財団法人小平市文化振興財団令和3年度第3回定時評議員会の招集について」

教山議長の求めに応じて、首藤事務局長から次のような説明があった。

本案は、評議員会招集について、定款第17条第1項の規定により、評議員会は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集することとなっていることから、その招集の決議を得るものである。当財団の定款第7条第1項では、事業計画及び収支予算は理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けることとされている。案件としては、先ほど審議いただいた第1号議案の事業計画及び第2号議案の収支予算を議案として、本年3月30日（水）午前10時から、当館において、第3回定時評議員会を開催し、審議していただく予定である。

質疑はなく、教山議長が議案の承認を諮ったところ、全員異議なく、本案は原案どおり承認された。

(5) その他

永瀬総務担当主任から、今後の理事会日程について次のような説明があった。

定時理事会を本年5月16日午前10時から当館会場で予定している。主な議題は「令和3年度の事業報告及び決算の承認」の予定である。正式な案内は、事務局より改めて行う。

午前11時00分、教山議長が来館による出席者とオンラインによる出席者において、双方向性、即時性が支障なく意見表明・決議されたことを確認し、閉会を宣言し会議は終了した。